◎新潟県企業局訓令第3号

局 本 庁事 業 所

新潟県企業局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程(昭和52年6月新潟県企業局訓令第6号)の一部を 次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(組織)

第14条 安全衛生会議は、次の各号に掲げる職員の うちから企業局長が指名した委員<u>15</u>名をもつて組 織する。

(1)~(6) (略)

2 · 3 (略)

(会議)

第16条 (略)

- 2 (略)
- 3 安全衛生会議の<u>議事</u>は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(衛生委員会)

第18条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 衛生委員会は、次の各号に掲げる<u>職員をもつて</u> 構成するものとし、委員の数は局本庁にあつては 9名、発電管理センターにあつては7名とする。 (1)~(4) (略)
- 4 衛生委員会の委員は、事業所の長が指名する。
- 5 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「企業局長」とあるのは「事業所の長」と、「前項第1号に規定する委員」とあるのは「総務課長及び発電管理センター所長」と、「安全衛生会議」とあるのは「衛生委員会」と、「前条第1項第1号に規定する委員」とあるのは「総務課長及び発電管理センター所長」と、「総務課」とあるのは「総務課及び発電管理センター所長」と、「総務課」とあるのは「総務課及び発電管理センター所表」と、「総務課」とあるのは「総務課及び発電管理センター所表」と、「総務課」とあるのは「総務課及び発電管理センター庶務課」とそれぞれ読み替えるものとする。

(組織)

第14条 安全衛生会議は、次の各号に掲げる職員の うちから企業局長が指名した委員<u>13</u>名をもつて組 織する。

 $(1) \sim (6)$ (略)

2 · 3 (略)

(会議)

第16条 (略)

- 2 (略)
- 3 安全衛生会議の<u>議長</u>は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(衛生委員会)

第18条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 衛生委員会は、次の各号に掲げる<u>者のうちから</u> 事業所の長が指名した委員7名をもつて組織する。

(1) \sim (4) (略)

4 第14条第2項及び第3項の規定並びに第15条から第18条までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、「安全衛生会議」とあるのは「衛生委員会」と、「前条第1項第1号に規定する委員」とあるのは「総務課長及び発電管理センター所長」と、「総務課」とあるのは「総務課及び当該事業所の庶務を担当する課」とそれぞれ読み替えるものとする。